

高山市電子入札実施要領

(目的)

第1条 この要領は、高山市契約規則（昭和39年高山市規則第24号。以下「規則」という。）第25条の2（規則第29条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、高山市が発注する建設工事及び建設工事に係る測量・設計等業務委託の競争入札の手続きを岐阜県市町村共同電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により行う場合において、規則に定めるもののほか必要な事項を定めることを目的とする。

(入札参加者の指名等)

第2条 契約担当者は、入札手続きを電子入札システムにより行う場合（以下「電子入札による場合」という。）は、電子入札システムにより規則第27条第1項に規定する入札参加者の指名及び同条第2項に規定する入札の通知（以下「入札の通知」という。）を行うものとする。

2 契約担当者は、電子入札システムによる入札の通知が困難な場合には、書面により入札の通知を行うものとする。

(入札書)

第3条 入札書は、電子入札による場合は、規則第15条（規則第29条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定にかかわらず、契約担当者があらかじめ指定する日時までに電子入札システムにより提出するものとする。ただし、契約担当者の承諾を得て、又は契約担当者の指示により入札書を書面で提出する場合（以下「書面入札」という。）は、規則第15条の規定によるものとする。

(入札の辞退)

第4条 第2条の指名を受けた入札参加者は、入札を辞退するときは、電子入札システムにより辞退届を提出するものとする。ただし、電子入札システムの故障等やむを得ないと認められる場合には、契約担当者の承諾を得て、書面により提出することができるものとする。

(無効な入札)

第5条 第3条の入札書を電子入札システムにより提出した場合の規則第17条の適用については、同条第3号中「入札書に記名押印のないとき」とあるのは、「電子認証書を取得していない者が入札をしたとき」と読み替えるものとする。

(開札)

第6条 契約担当者は、入札において書面入札がある場合には、電子入札システムによる入札の締切り後、当該入札書に記載されている入札金額を電子入札システムに登録するものとする。

2 契約担当者は、希望する入札参加者の立会いのうえで、電子入札システムにより開札を行うものとする。この場合において、入札参加者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行うものとする。

3 前項の開札の場所及び日時は、入札の通知の際に示すものとする。

(くじによる落札者の決定)

第7条 前条第2項の開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、契約担当者が指定する場所及び日時において、当該同価の入札に係る入札参加者にくじを引かせて落札者を定めるものとする。

2 前項の規定により、くじにより落札者を決定したときは、規則第19条の規定は適用しないものとする。

(委任状)

第8条 入札参加者が電子入札により入札を行った場合で、代理人が第6条第2項の開札に立ち会い、又は前条のくじを引く場合は、あらかじめ委任状を提出させるものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成17年11月1日から施行する。

